

特定営業

風俗営業 / 性風俗関連特殊営業

特定遊興飲食店営業

接客業務受託営業

飲食店営業 / 風俗案内業

客引き、スカウト等



規制対象建設業者

建設業者

大阪市、堺市、岸和田市、

枚方市、門真市、

東大阪市に営業所を置く

建設業者に限る



暴力団排除特別強化地域 特定営業

市区	町丁目
大阪市	都島区 片町二丁目、東野田町一丁目、東野田町二丁目、東野田町三丁目、東野田町四丁目、東野田町五丁目、都島南通二丁目
	福島区 福島一丁目、福島二丁目、福島三丁目、福島五丁目、福島六丁目、福島七丁目
	此花区 夢洲中一丁目、夢洲東一丁目
	西区 北堀江一丁目、北堀江二丁目、九条一丁目、九条南二丁目、新町一丁目、新町二丁目、本田二丁目、南堀江一丁目、南堀江二丁目、南堀江三丁目、南堀江四丁目
	天王寺区 生玉町、生玉前町、石ヶ辻町、上汐三丁目、上本町五丁目、上本町六丁目、四天王寺一丁目、下味原町、大道一丁目、玉造元町、茶臼山町、東上町、悲田院町、筆ヶ崎町、舟橋町、堀越町、南河堀町
	浪速区 恵美須西一丁目、恵美須西二丁目、恵美須西三丁目、恵美須東一丁目、恵美須東二丁目、恵美須東三丁目、戎本町一丁目、桜川二丁目、桜川四丁目、塩草三丁目、敷津西一丁目、敷津西二丁目、大国一丁目、大国二丁目、大国三丁目、難波中一丁目、難波中二丁目、難波中三丁目、日本橋三丁目、日本橋四丁目、日本橋五丁目、日本橋西一丁目、元町一丁目、元町二丁目、元町三丁目
	東淀川区 西淡路一丁目、東中島一丁目、東中島二丁目、東中島三丁目、東中島四丁目、東中島五丁目
	東成区 大今里南五丁目、大今里南六丁目、東小橋一丁目、東小橋三丁目
	生野区 新今里一丁目、新今里二丁目、新今里三丁目、新今里四丁目、新今里五丁目、鶴橋一丁目、鶴橋二丁目、桃谷二丁目
	阿倍野区 旭町一丁目、阿倍野筋一丁目、阿倍野筋二丁目、阿倍野筋三丁目、松崎町二丁目
	西成区 旭一丁目、岸里一丁目、岸里二丁目、山王一丁目、山王二丁目、山王三丁目、潮路一丁目、太子一丁目、太子二丁目、橘一丁目、鶴見橋一丁目、鶴見橋二丁目、天下茶屋一丁目、天下茶屋二丁目、天下茶屋三丁目、天下茶屋北一丁目、梅南一丁目、萩之茶屋一丁目、萩之茶屋二丁目、萩之茶屋三丁目、花園北一丁目、花園北二丁目、花園南一丁目、花園南二丁目、松一丁目
	淀川区 木川東三丁目、木川東四丁目、十三東一丁目、十三東二丁目、十三東三丁目、十三本町一丁目、十三本町二丁目、十三元今里一丁目、十三元今里二丁目、新北野一丁目、西中島一丁目、西中島三丁目、西中島四丁目、西中島五丁目、西中島六丁目、西中島七丁目、西宮原一丁目、西宮原二丁目、東三国一丁目、東三国二丁目、東三国三丁目、東三国四丁目、東三国五丁目、東三国六丁目、宮原一丁目、宮原二丁目、宮原三丁目、宮原四丁目、宮原五丁目
	北区 梅田一丁目、梅田二丁目、梅田三丁目、大深町、角田町、神山町、小松原町、芝田一丁目、芝田二丁目、曾根崎一丁目、曾根崎二丁目、曾根崎新地一丁目、曾根崎新地二丁目、太融寺町、茶屋町、天神橋一丁目、天神橋二丁目、天神橋三丁目、天神橋四丁目、天神橋五丁目、天神橋六丁目、天神橋七丁目、堂島一丁目、堂島浜一丁目、堂山町、兎我野町、豊崎三丁目、中津一丁目、西天満二丁目、西天満三丁目、西天満四丁目、西天満五丁目、西天満六丁目
	中央区 瓦屋町二丁目、瓦屋町三丁目、高津一丁目、高津二丁目、高津三丁目、島之内一丁目、島之内二丁目、心斎橋筋一丁目、心斎橋筋二丁目、千日前一丁目、千日前二丁目、宗右衛門町、谷町九丁目、道頓堀一丁目、道頓堀二丁目、難波一丁目、難波二丁目、難波三丁目、難波四丁目、難波五丁目、難波千日前、西心斎橋一丁目、西心斎橋二丁目、日本橋一丁目、日本橋二丁目、東心斎橋一丁目、東心斎橋二丁目、南船場一丁目、南船場二丁目、南船場三丁目、南船場四丁目
堺市	堺区 一条通、翁橋町一丁、甲斐町東六丁、北瓦町一丁、北瓦町二丁、新町、中瓦町一丁、中瓦町二丁、三国ヶ丘御幸通、南瓦町、南花田町一丁、南花田町二丁
岸和田市	大町、上野町東、北町、五軒屋町、小松里町、下池田町一丁目、下池田町二丁目、筋海町、並松町、沼町、藤井町一丁目、宮本町
和泉市	幸一丁目、幸二丁目、府中町一丁目、府中町七丁目
門真市	石原町、垣内町、上島町、幸福町、栄町、下島町、常称寺町、新橋町、末広町、野里町、浜町、舟田町、本町、宮野町、元町
東大阪市	足代一丁目、足代二丁目、足代三丁目、足代北一丁目、足代北二丁目、足代新町、荒川三丁目、小阪一丁目、小阪二丁目、小阪三丁目、小阪本町一丁目、下小阪一丁目、下小阪二丁目、下小阪四丁目、下小阪五丁目、長榮寺、長堂一丁目、長堂二丁目、長堂三丁目、御厨栄町一丁目

特定営業者が暴力団排除特別強化地域内における営業に関し、又は規制対象建設業者がその営業に関し、

それぞれ ①暴力団員を業務に従事させること

それぞれ ②暴力団員等から用心棒の役務の提供を受けること

それぞれ ③暴力団員等に対し用心棒代、みかじめ料を供与すること

を禁止し、及び暴力団員等がこれらの利益供与を受けることを禁止しております。

違反した場合は、特定営業者、規制対象建設業者及び暴力団員等に対し、

[1年以下の懲役又は50万円以下の罰金]が科せられます。

